

板橋区分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

東京都板橋区

板橋区分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実行していくことが重要である。

現在本区のごみの処理は、資源となるものを除き、可燃ごみの焼却等の中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合が行い、最終処分は東京都へ委託している。

本区を含む東京 23 区が現在使用している新海面処分場は、東京港内での最後の処分場になると考えられており、これ以降の最終処分場を新たに確保することはきわめて困難である。

東京港の貴重な水域に占める最終処分場を一日でも長く使用していくためには、適正なごみの処理だけではなく、ごみの発生抑制、資源の再利用並びにリサイクルをより一層推進していく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づき、一般廃棄物で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、資源の有効利用を図ることを目的としている。また、本計画では区民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示している。

本計画の推進により、一般廃棄物の減量・資源の有効利用、及び最終処分場の延命化を図る。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 循環型社会を実現するための、区民・事業者・区のパートナーシップの構築
- (2) 区民・事業者・区の役割分担による、ごみを発生させないまちづくり
- (3) 区民による自主的なリサイクルの促進及び区のリサイクル事業の推進
- (4) 事業者の自己処理責任によるリサイクルの推進
- (5) 排出時における分別の徹底と資源物混入防止の推進
- (6) 廃棄物の発生を抑制するために「板橋かたつむり運動」の積極的な展開

3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、特定分別基準適合物であるガラス製容器(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装、及び法第2条6項で規定する主務省令に定めるスチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器(アルミ使用なし)、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	27,617t	27,020t	26,436t	25,849t	25,275t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

事業名	事業内容	効果等
(1)減量キャンペーン		
・「板橋かたつむり運動」の展開	3Rの取組を発展・拡大させた「板橋かたつむり運動」を全ての普及啓発活動を包括するものと位置づけ、あらゆる普及啓発場面で周知する。	区民生活や事業活動において、「かたつむりのおやくそく」の取組が実践されることが期待される。 ※「かたつむり」は、かたづけじょうず・たいせつにつかう・つかいきる・むだにしない・りさいくるを意味する。
・ホームページの充実	板橋区ホームページ内の「くらし・環境・清掃 ごみ・リサイクルページ」を充実し、リアルタイムでリサイクル情報の発信を行う。	区民等が都合の良い時間を使って気軽に区の清掃やリサイクルについての情報を得ることができる。
・清掃・リサイクルに関するパンフレット・データ等の作成	ごみの減量とリサイクルを積極的に推進するために各種パンフレット等を作成し、区民に配布する。 ・資源とごみの分け方・出し方ハンドブック ～かたつむりのおやくそく～ ・就学児童向けリーフレット ・小学四年生向け啓発冊子	一般家庭や小学生など、対象や目的に応じたパンフレット・データ等を作成することで、ごみの分別、減量化及びリサイクル社会の実現を身近な問題として考える契機となる。
・出前講座の実施	小学生、保育園児を対象に身近なごみ問題とリサイクルに関する知識の習得やごみ減量に自発的に取り組む姿勢の育成を目的に出前講座を実施する。また、一般の区民に対しても同様に実施する。	小学生、保育園児及び一般の区民に対し、ごみ減量やリサイクルについての啓発を直接行うことにより、一歩深めた意識付けが期待できる。また、ごみの減量やリサイクルの正しい知識を幼少期から習得することができる。
・区広報紙でのPR	年1回以上広報いたばしで、清掃・リサイクルに関する特集を掲載する。	広報に特集号として清掃・リサイクルについての情報を掲載することにより多くの区民に対し啓発ができる。
・板橋区統合アプリケーション「ITA-Port」のごみ・リサイクルに関する機能の追加	板橋区統合アプリケーション「ITA-Port」内のごみ・リサイクルに関する機能より、資源やごみに関する様々な情報を配信する。外国語版「ITA-Port」では、英語・中国語（簡体字）・韓国語に対応している。	区民等が気軽に区の清掃やリサイクルについての情報を得ることができる。
・リサイクルプラザの活用	びん・缶の中間処理施設を公開し生きた情報を提供する。 大型家具のリサイクルなど、リサイクル情報交換の場を提供する。	中間処理過程を見学することにより、分別排出マナーなどの向上が期待できる。 リサイクルや情報交換することにより、ごみの発生抑制が期待できる。

事業名	事業内容	効果等
(2) リサイクル推進員の設置	ごみの減量やリサイクルの推進に熱意と理解がある区民をリサイクル推進員として委嘱する。研修や情報交換の場を提供し、地域のリサイクルリーダーとして育成する。	リサイクル推進員が、地域のリサイクルリーダーとして分別排出等に関する啓発などの役割を担うことにより、区民の自主的なごみ減量やリサイクルについての活動が期待できる。
(3) 集団回収の支援	古紙、古布等の回収を行っている町会・自治会、PTA、老人クラブ等の団体に対する支援を実施する。	区民が自主的に実施するリサイクル団体活動の育成が期待できる。
(4) 板橋区オフィスリサイクルシステム・商店街リサイクルシステムの支援	区内で事業を営む店や事業所が共通のルートに参加し、事業系ごみの減量を目的としたシステム運営の支援を実施する。	小規模事業者が共同して行うリサイクル活動の推進が期待できる。
(5) 排出ルール徹底及び集積所の改善美化	・ふれあい指導の充実 ごみの分別や排出方法について協力を得るため、集積所を中心とするPRや排出指導を、日常的に行う。	正しいごみの分け方・出し方の徹底及び地域環境の美化が期待できる。
(6) エコポリス板橋地区環境行動委員会との連携	地区における環境活動組織として設立されたエコポリス板橋地区環境行動委員会に対する活動支援を実施している。	環境活動を通じて地域のごみの減量・リサイクルに関する意識向上が期待できる。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、板橋区が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

No	容器包装廃棄物の種類	収集にかかる分別の区分
1	主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
2	主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
3	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
4	主として段ボール製の容器	段ボール
5	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
6	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	食品用トレイとボトル容器

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	543t		534t		526t		518t		510t	
主としてアルミ製の容器	1,137t		1,161t		1,186t		1,210t		1,235t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,580t		1,547t		1,515t		1483t		1451t	
	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)
	t	1,580t	t	1,547t	t	1,515t	t	1483t	t	1451t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	889t		879t		868t		857t		847t	
	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)
	t	889t	t	879t	t	868t	t	857t	t	847t
その他の色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,544t		1,546t		1,548t		1,549t		1,550t	
	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)
	1544t	t	1546t	t	1548t	t	1549t	t	1550t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	41t		43t		44t		46t		48t	
主として段ボール製の容器	3,393t		3,561t		3,739t		3,922t		4,115t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,541t		2,612t		2,684t		2,756t		2,831t	
	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)
	1,271t	1,270t	1,306t	1,306t	1,342t	1,342t	1,378t	1,378t	1,416t	1,415t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37t		38t		39t		40t		41t	
	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)	(引渡し量)	(独自処理量)
	37t	t	38t	t	39t	t	40t	t	41t	t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×令和3年度の対前年度実績増減を加味した係数×人口変動率

上記の算出式を用いたもの:主としてアルミ製の容器、茶色のガラス製容器、主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)、主として段ボール製の容器、主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの、主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの

- ② 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

上記の算出式を用いたもの:その他の色のガラス製容器

(令和3年度における対前年度実績の増加が大きく、これをもとに推計値を算出した場合、実態にそぐわなくなる恐れがあるため)

- ③ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×令和2年度及び令和3年度の対前年度実績増減を加味した係数の平均値×人口変動率

上記の算出式を用いたもの:主としてスチール製の容器、無色のガラス製容器

(減少傾向であるが、令和3年度における対前年度実績の減少が大きく、これをもとに推計値を算出した場合、実態にそぐわなくなる恐れがあるため)

また、人口数及び変動率は、「第53回板橋区の統計令和3年版」を基に、5年ごと(令和7年、令和12年)に人口を推計している「板橋区人口ビジョン」の増減を加味した係数を乗じて算出した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
583,338人 (対前年度比)	584,054人 (対前年度比)	584,765人 (対前年度比)	585,125人 (対前年度比)	585,486人 (対前年度比)
—	100.12%	100.12%	100.06%	100.06%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町会や住民団体による集団回収が進んでいる段ボール製の容器、スチール製の容器、アルミ製の容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	住民団体による集団回収、区による定期収集	区、民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	区による定期収集	区
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収、区による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	食品用トレイ ボトル容器	公共施設拠点回収 区による定期収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、行政で分別収集したびん、缶については板橋区リサイクルプラザにおいて選別や圧縮のうえ保管している。その他のものは民間業者において、引き続き安定的に選別や圧縮のうえ保管を実施することとする。

処分の段階	区分	仕様
排出	集積場所	共通集積所利用
		拠点回収場所設置
収集・運搬	収集運搬車両	共通車両利用
選別・保管	リサイクルプラザ	
	その他選別施設	

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	新小型特殊車	リサイクル プラザ
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	びん	プラスチック コンテナ	普通貨物車	
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙パック	プラスチック製 回収容器、鉄製 回収容器	普通貨物車	
段ボール	段ボール	縛る	普通貨物車	
ペットボトル	ペットボトル	自立式ネット、 袋式ネット、 プラスチックコン テナ	新小型特殊車	
その他のプラスチッ ク製容器包装	食品用トレイ	プラスチック製 回収容器、プラ スチックコンテ ナ、袋式ネット	普通貨物車	
	ボトル容器	プラスチック製 回収容器、プラ スチックコンテ ナ、袋式ネット	新小型特殊車 普通貨物車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画

板橋区一般廃棄物処理基本計画に示された長期総合的な方針・施策に沿い本計画を策定し、分別収集の推進を図る。

(2) 板橋区資源環境審議会 清掃・リサイクル部会

ごみ減量・リサイクルを推進するための重要施策や課題についての検討を、区民、学識経験者等の参加のもとで行う。

(3) 事後評価

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。